

第3回臨時 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年 4月13日（火） 午後1時30分

場所 角館町 大安閣

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

報告第22号 新市名称応募結果について

報告第23号 新市名称候補選定委員会委員の指名について

報告第24号 幹事会・専門部会名簿について

報告第25号 平成15年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算
(第2号)について

報告第26号 田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規定の一部改正
について

協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(継続協議)

協議案第43号 電算システム事業の取扱いについて

協議案第44号 ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて

協議案第45号 環境対策事業の取扱いについて

協議案第46号 上・下水道事業の取扱いについて

協議案第47号 地域交通対策関係事業の取扱いについて

5. 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回

報告第 2 2 号

新市名称案応募結果について

平成 1 6 年 3 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間で募集した新市名称案応募結果については、別紙のとおりとする。

報告第 2 3 号

新市名称候補選定委員会委員の指名について

田沢湖・角館・西木合併協議会 新市名称候補選定委員会設置要綱第 3 条の規定により、新市名称候補選定委員会委員を次のとおり指名したので報告します。

町村名	氏名	区分	備考
田沢湖町	千葉 勇	要綱第 3 条第 1 号	田沢湖町教育長
	小松 直	要綱第 3 条第 2 号	合併協議会委員
	大山 文夫	要綱第 3 条第 3 号	学識経験者
角館町	小林 一雄	要綱第 3 条第 1 号	角館町教育長
	三杉 真紀子	要綱第 3 条第 2 号	合併協議会委員
	遠藤 康	要綱第 3 条第 3 号	学識経験者
西木村	佐久間 健一	要綱第 3 条第 1 号	西木村教育長
	門脇 明	要綱第 3 条第 2 号	合併協議会委員
	浅利 佳典	要綱第 3 条第 3 号	学識経験者

報告第 2 4 号

幹事会・専門部会名簿について

幹事会・専門部会名簿については、別紙のとおりとする。

田沢湖・角館・西木合併協議会 幹事会名簿

平成16年4月1日

	職 名	氏 名
副幹事長	田沢湖町主幹兼総務課長	羽 川 昭 紘
幹事	田沢湖町主幹兼企画振興課長	浦 山 清 悦
副幹事長	角館町総務主幹	大 澤 隆
幹事	角館町企画政策課長	藤 木 春 悦
幹事長	西木村総務課長	野 中 秀 人
幹事	西木村総務課参事	浅 利 武 久

専 門 部 会 名 簿

(平成16年4月1日現在)

部会名	町村名	職 名	氏 名	備 考	部会名	町村名	職 名	氏 名	備 考		
総務企画部会	田沢湖町	主幹兼総務課長	羽川 昭紘		産業観光部会	田沢湖町	農林課長	下総 芳則			
		主幹兼企画振興課長	浦山 清悦				主幹兼観光商工課長	佐藤 善昭			
		税務課長	田口 威徳				企業課長	高田 秀市			
		収入役室長	鈴木 謙勇				農業委員会事務局長	藤原 一良			
		神代出張所長	三浦 勝			角館町	産業観光主幹	大山 誠			
		主幹兼田沢出張所長	羽根川 覚				農政課長	佐藤 秋夫			
		議会事務局長	倉橋 典夫				商工観光課長	佐藤 強			
	総務主幹	大澤 隆		農業委員会事務局長			渡部 信篤				
	角館町	総務課長	黒沢 隆悦			西木村	産業課長	布谷 毅久雄			
		企画政策課長	藤木 春悦				産業課参事	田口 正明			
		税務課長	花脇 栄一				建設課長	門脇 主彦			
		会計課長	小木田 隆				産業課長補佐	高橋 新子			
		議会事務局長	高橋 正市			建設交通部会	田沢湖町	主幹兼建設課長	田口 陽一		
		西木村	総務課長	野中 秀人					企業課長	高田 秀市	
			総務課参事	浅利 武久					企業課参事	小松 一裕	
	税務住民課長		佐藤 嘉朗				角館町	建設主幹兼企業主幹	伊藤 一長		
	出納室長		武藤 博夫					建設課長	雲雀 芳幸		
	議会事務局長		田口 総一					まちづくり対策課長	草薨 悟		
保健福祉部会	田沢湖町	町民課長	熊谷 直人		西木村	上下水道課長	高橋 浩二				
		主幹兼福祉課長	千葉 継太郎			建設課長	門脇 主彦				
		清眺苑施設長	柴田 英孝			環境課長	加藤 義規				
		健康増進センター所長	伊藤 キエ子		教育文化部会	田沢湖町	教育次長	田口 良弘			
		主幹兼田沢湖病院事務長	高田 光一				生涯学習課長	茂木 正道			
	民生主幹	西根 博和		教育課参事			成田 平彦				
	角館町	町民サービス課長	藤川 実			角館町	教育次長	山形 英一			
		福祉課長	赤川 和子		教育課長		中村 清三郎				
		公立角館総合病院事務長	佐藤 秀夫		文化財課長		佐々木 正巳				
	西木村	税務住民課長	佐藤 嘉朗		総合情報センター館長		佐藤 英作				
		福祉課長	佐藤 文博		西木村	教育次長兼学務課長	堀 加知美				
		環境課長	加藤 義規			生涯学習課長	橋本 勲				
にしき園事務長		新山 正雄									

名簿：各町村の主な事業を統括する課長職等にあるもの

報告第25号

平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算(第2号)

平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

第1表 歳入歳出補正予算

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
2 県支出金		5,000	-1,500	3,500	
	1 県支出金	5,000	-1,500	3,500	法定合併協議会支援事業費補助金減額 -1,500
歳入合計		25,542	-1,500	24,042	

【歳出】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
2 事業推進費		15,420	-1,500	13,920	
	1 事業推進費	15,420	-1,500	13,920	各種業務策定委託料等減額 -1,500
歳出合計		25,542	-1,500	24,042	

報告第 2 6 号

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規定の一部改正について

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規定の一部を別紙のとおり改正したので、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第 1 4 条第 3 項の規定に基づき報告する。

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規程(平成15年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1(第3条 事務分掌関係)を次のように改正する。

別表第1(第3条 事務分掌関係)

総務班	計画班	調整班
<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係わる資料の編纂に関すること。 5 合併に係る広報に関すること。 6 国・秋田県との連絡調整に関すること。 7 合併協議会関係人事等に関すること。 8 合併調印式に関すること。 9 新市の市章の募集に関すること。 10 新市のホームページに関すること。 11 合併記念式典に関すること。 12 その他、他の班に属さないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市将来構想、建設計画に関すること。 2 新市の予算、現町村の決算に関すること。 3 新市の主要施策・事業に関すること。 4 新市の基金に関すること。 5 新市の組織体制に関すること。 6 新市の職員の配置に関すること。 7 新市の職員の服務に関すること。 8 新市の職員の給与等に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称、事務所の位置に関すること。 11 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 12 事務組織及び機構に関すること。 13 一部事務組合等の取扱いに関すること。 14 町名・字名の取扱いに関すること。 15 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 16 各種事務事業の取扱いに関すること。 17 統合予定団体等との連絡調整に関すること。 18 新市の公営企業に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の条例・規則に関すること。 2 新市の事務調整に関すること。 3 事務引継ぎに関すること。 4 新市の文書管理に関すること。 5 合併前の文書に関すること。 6 新市の庁舎に関すること。 7 新市の物品調達等に関すること。 8 施設看板等に関すること。 9 財産の引継等に関すること。 10 新市の電算システム等の調整に関すること。

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員定数は24人とする。		

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人 人口2万人以上の町村 26人 (平成15年1月1日から施行) *人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 *合併後の人口が 5万人未満市、2万人以上町村 = 26人 2倍を超えない範囲 26人 × 2 = 52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。(合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。)(公職選挙法施行令第9条))		

協議案第 1 1 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>3町村の農業委員会、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。</p> <p>選挙による委員の定数は、20人とする。</p> <p>各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。</p>		

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員の定数及び任期	定数 19人 選挙委員 14人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 16人 選挙委員 11人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 50人 選挙委員 35人 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	
	<p>農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和26年7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成17年7月19日となっています。これまでの例によると、平成17年7月には、第19回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。</p> <p>農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会委員の任期と同様となっています。(平成14年、第18回統一選挙時)</p>			
課題等	<p>農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、「農地の競売の買受適格証明」、「耕作証明」、「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明」等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置されていることには変わりなく、市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないと思われています。</p>			
	<p>農業委員会の設置数について 新自治体の区域面積が、10万ha以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定(施行令による基準 市町村の区域面積が24,000haを超える)により、2以上の農業委員会を置くことができることとなっています。</p> <p>なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員となることができます。</p>			
	<p>農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により、30人以下で条例により定めることとなっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。</p>			

新市農業委員会の定数及び任期	区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
	新しいまちに1つの委員会を置く場合	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
		特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
	合併前の農業委員会の区域を引き継ぐ場合	特例	3つの農業委員会委員がそのまま在任	3つの農業委員会委員定数	それぞれの任期までの期間	市町村の合併の特例に関する法律第34条第1項
	合併後に新たに2以上の農業委員会を設置する場合	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項
(注) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。						

協議案第 4 3 号

電算システム事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2】

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整の内容	合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、合併時まで調整する。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
住民記録関連	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチシステム : オフコン 平成14年度決算額 13,723千円 平成15年度予算額 13,723千円	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 住民記録システム、印鑑登録システム、外国人登録システム 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 1,069千円 平成15年度予算額 978千円	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: tops 2 1 処理形態 : オンラインシステム : SBC 平成14年度決算額 7,065千円 平成15年度予算額 7,065千円	住民記録関係業務については、3町村いずれかの電算システムを採用し、片寄せ式の統合とする。
住基ネット関連	住基ネット 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: MCJET 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 12,101千円 平成15年度予算額 12,101千円	住基ネット 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 総合行政情報システム 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 1,734千円 平成15年度予算額 2,021千円	住基ネット 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: tops 2 1 処理形態 : オンライン/バッチシステム : SBC 平成14年度決算額 2,495千円 平成15年度予算額 3,644千円	住基ネットについては、3町村いずれかのシステムを採用し、片寄せ式の統合とする。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
税システム (国民健康保険税を除く)	税システム関係 (都市計画税を除く) 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者 : 北日本コンピュータサービス パッケージ : PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	税システム関係 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : (税目毎システム) 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 9,264千円 平成15年度予算額 8,460千円	税システム関係 (都市計画税を除く) 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。
国民年金	開発元 : 富士通株式会社 導入事業者 : 北日本コンピュータサービス パッケージ : PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : 国民年金システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 決算額・予算額は住民記録に含む	開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者 : 開発元に同じ パッケージ : RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
国民健康保険 関連	<p>資格管理 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>国民健康保険税 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p>	<p>資格管理 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: 総合行政情報システム 処理形態 : オンライン システム : C / S 従来型</p> <p>決算額・予算額は税システム関係 に含む</p> <p>国民健康保険税 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: 税務事務システム 処理形態 : オンライン システム : C / S 従来型</p> <p>決算額・予算額は税システム関係 に含む</p>	<p>資格管理 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>国民健康保険税 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p>	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
福祉関連	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 104,136千円</p> <p>児童手当 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: MINDCITY 児童手当システム 処理形態 : パッチ システム : オフコン</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>福祉医療 システム未導入</p>	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 116,387千円</p> <p>児童手当 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元と同じ パッケージ: 児童手当システム 処理形態 : オンライン システム : C/S従来型</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 324千円</p> <p>福祉医療 システム未導入</p>	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 67,655千円</p> <p>児童手当 製造元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元と同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>福祉医療 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元と同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p>	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
福祉関連	保育料 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	保育料 システム未導入	保育料 システム未導入	合併時まで調整する。
上下水道関連	上下水道関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: テクノプラン パッケージ: 調定・検針・収納 システム 平成14年度決算額 2,322千円 平成15年度予算額 2,322千円	上下水道関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 富士通ビジネス システム東北支社 パッケージ: マインドシティ 検針システム 平成14年度決算額 1,525千円 平成15年度予算額 1,613千円	上下水道関係 開発元 : NEC 導入事業者: ビジネスショップ サイトー パッケージ: COKS1 平成14年度決算額 1,216千円 平成15年度予算額 1,216千円	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
教育関連	学齢簿 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む 図書館 システム未導入	学齢簿 システム未導入 (住民記録からデータ抽出を行い、加工の上、使用している) 図書館 開発元 : 日立製作所 導入事業者: 日立情報システムズ パッケージ: LOOKS 処理形態 : オンライン システム : C/S従来型 決算額・予算額はネットワークシステムに含む	学齢簿 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	合併時までには調整する。 現行のとおり新市に引き継ぐ。
選挙関連	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : PC 決算額・予算額は住民記録に含む	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 選挙管理システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : PC 平成14年度決算額 1,090千円 平成15年度予算額 1,038千円	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : PC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
総務関連	給与関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: オリジナル 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む 財務会計 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 全庁舎型財務会計システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 3,888千円 平成15年度予算額 9,359千円	給与関係 製造元 : イトダコンピュータ(株) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 給与システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 775千円 平成15年度予算額 945千円 財務会計(決算処理のみ) 開発元 : (株)あきぎんコンピュータサービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 地公体会計システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 249千円 平成15年度予算額 249千円	給与関係 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む 財務会計 開発元 : ICS 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: IZAK 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 3,759千円 平成15年度予算額 2,388千円	合併時まで調整する。 合併時まで調整する。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
農業委員会関連	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 千円 平成15年度予算額 12,598千円	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 125千円 平成15年度予算額 125千円	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 平成15年度予算額 7,203千円	合併時までに調整する。
農林水産関連	地籍管理 開発元 : 国土情報開発株式会社 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 土地情報総合システム 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 616千円 平成15年度予算額 616千円	地籍管理 開発元 : (株)両備システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: スーパー地籍システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 3,024千円 平成15年度予算額 3,024千円	地籍管理 開発元 : 国土情報開発株式会社 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 土地情報総合システム 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 1,775千円 平成15年度予算額 1,630千円	

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
保健関連 (各町村同一システム)	健康管理 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 県総合保健事業団 パッケージ: 秋田県市町村保健情報システム市町村健康管理システム 集団検診システム 開発元 : 日立情報システム 導入事業者: 県総合保健事業団 パッケージ: 秋田県市町村保健情報システム市町村健診受付システム その他 コクホラインシステム 連合会ネットワークシステム	左に同じ	左に同じ	合併時までに統合する。
その他	グループウェア 開発元 : (株)ネオジャパン 導入事業者: 東日本電信電話(株) パッケージ: デスクネッツ 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 決算額・予算額は地域イントラネット維持管理費用に含む。	グループウェア 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 総合情報システム 処理形態 : オンラインシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 5,941千円 平成15年度予算額 6,000千円	グループウェア 開発元 : Lotus Notes/Domino 導入事業者: ICS パッケージ: Notes 処理形態 : オンラインシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 561千円 平成15年度予算額 561千円	合併時までに調整する。

協議案第44号

ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて【協定項目23-16】

ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
調整の内容	<p>ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。</p> <p>(1) ごみ分別・収集については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ただし、収集区域、分別方式及び収集回数については、新市一般廃棄物処理計画を策定の上、調整する。</p> <p>(2) ごみ処理に関する諸制度については、合併時まで調整する。</p> <p>(3) ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
ごみ分別	可燃物 生ごみ、紙くず、プラスチック類 不燃物 ガラス類（電球含む）小型家電 資源ごみ 缶類、PETボトル、古紙全般 粗大ごみ 自転車、畳、家具類、家電（特定4品目除く）、布団類、発泡スチロール 電池類 蓄電池を除く乾電池等	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
ごみ収集	<p>対象人員 町内全世帯 対象区域 町内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集</p> <p>収集区域を4分割して収集する。収集された可燃ごみと資源ごみは北浦環境センターへ搬入し、不燃ごみは最終処分場へ搬入する</p> <p>平成14年度決算額 50,511千円 平成15年度予算額 45,183千円</p>	<p>対象人員 町内全世帯 対象区域 町内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集</p> <p>収集された可燃ごみと資源ごみは北浦環境センターへ搬入し、不燃ごみは最終処分場へ搬入する</p> <p>平成14年度決算額 20,313千円 平成15年度予算額 21,000千円</p>	<p>対象人員 村内全世帯 対象区域 村内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集</p> <p>収集された可燃ごみと資源ごみは北浦環境センターへ搬入し、不燃ごみは最終処分場へ搬入する</p> <p>平成14年度決算額 8,111千円 平成15年度予算額 9,120千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。現在の町村界については収集区域の再編を検討する。</p>
ごみ処理に関するその他制度	<p>生ごみ処理容器購入費補助 (いずれも1/2補助) コンポスト 上限10千円 電気式生ごみ処理機 上限15千円</p> <p>平成14年度決算 349千円 平成15年度予算 300千円</p>	<p>生ごみ処理容器購入費補助 (1/2補助) コンポスト 上限5千円</p> <p>平成14年度決算 82千円 平成15年度予算 39千円</p>	<p>生ごみ処理容器購入費補助 (いずれも1/2補助) コンポスト 上限5千円 電気式生ごみ処理機 上限20千円</p> <p>平成14年度決算 134千円 平成15年度予算 235千円</p>	<p>合併時まで調整する。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
ごみ減量等推進審議会等	<p>田沢湖町廃棄物減量等推進審議会 (平成5年設置 委員数10名) 一般廃棄物の減量等に関する事項を町長の諮問に応じ、調査し審議する。</p> <p>平成14年度決算 27千円 平成15年度予算 55千円</p>	<p>角館町環境美化推進協議会 美化協力員(現在183名)の協力により、ごみ資源化、減量化、分別の周知徹底を行う。</p> <p>平成14年度決算 1,248千円 平成15年度予算 1,135千円</p>	<p>西木村廃棄物減量等推進審議会 (平成 年設置 委員数10名) 一般廃棄物の減量等に関する事項を町長の諮問に応じ、調査し審議する。</p> <p>平成14年度決算 29千円 平成15年度予算 48千円</p>	合併時まで調整する。
ごみ処理施設	<p>田沢湖町一般廃棄物最終処分場 平成14年4月稼働 処理能力(埋立容量) 69,451立米 埋立計画年数 15年 平成14年度末埋立率(覆土含む) 1.68% 使用料 100kgまで200円以下50kg増す毎に100円を加算する。 経費 委託業務(水質検査・浸出水管理、電気保安等)人件費等総額</p> <p>平成14年度決算 5,957千円 平成15年度予算 7,599千円</p>	<p>角館町一般廃棄物最終処分場 平成13年4月稼働 処理能力(埋立容量) 63,600立米 埋立計画年数 15年 平成14年度末埋立率(覆土含む) 4.3% 使用料 100kgまで200円以下50kg増す毎に100円を加算する。 経費 委託業務(水質検査・浸出水管理、電気保安等)人件費等総額</p> <p>平成14年度決算 13,751千円 平成15年度予算 14,423千円</p>	<p>西木村一般廃棄物最終処分場 平成13年4月稼働 処理能力(埋立容量) 14,600立米 埋立計画年数 15年 平成14年度末埋立率(覆土含む) 12.7% 使用料 100kgまで200円以下50kg増す毎に100円を加算する。 経費 委託業務(水質検査・浸出水管理、電気保安等)人件費等総額</p> <p>平成14年度決算 11,276千円 平成15年度予算 11,227千円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第 4 5 号

環境対策事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 1 7】

環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境対策事業
調整の内容	<p>1 環境対策事務及び事業については、再編に向けて次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。</p> <p>(2) 新市において調整するもの。</p> <p>2 環境保全の推進については、新市において新たな基本計画を策定する。</p> <p>なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p>		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
環境美化事業等	春のクリーンアップ（雪消え時） 秋のクリーンアップ （田沢湖マラソン直前） 秋田県ビューティフルサンデー （4月第2日曜日） 他、地域住民が団体を構成し、独自に清掃活動を実施する場合	桧木内川河川清掃（花見前）	全村一斉美化奉仕（春、秋の年2回） 春のみごみ袋代を村負担 平成14年度決算 30千円 平成15年度予算 30千円	合併後に再編する。
河川等水質検査	生活雑排水水質検査 （7月～10月 町内10カ所） 検査業者委託により、BOD、COD等23項目の検査を実施する。 平成14年度決算 388千円 平成15年度予算 252千円	最終処分場の処理水のみ検査実施	水質随時調査 （年4回 桧木内川6地点） 平成14年度決算 425千円 平成15年度予算 425千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。具体的検査方法、内容については新市の環境計画による。

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
不法投棄ごみ防止等	<p>不法投棄監視員 (降雪期を除く毎年度) 全町を10分割とし担当区を設置 のうえ、10名の監視員が、看板設 置・パトロールを行い、報告書を作 成、担当課あて提出する。</p> <p>平成14年度決算 250千円 平成15年度予算 230千円</p>	<p>職員による林道等の不法投棄パト ロール(不定期)</p>	<p>不法投棄パトロール 不法投棄監視員3名によるパトロ ールを実施。また、郵便局との委託 契約により村内パトロール・ゴミ捨 て禁止看板等の設置を実施する。</p> <p>平成14年度決算 150千円 平成15年度予算 105千円</p>	合併時に統合する。
特定施設各種届出等	<p>都市計画区域等において、騒音規制 法、振動規制法に規定されている特 定施設を建設、設置する場合に必要 な届出書の受理・審査を行う。 (田沢湖町においては製材所)</p> <p>届出受理・審査の業務であるため 予算決算無し。</p>	<p>都市計画区域等において、騒音規制 法、振動規制法に規定されている特 定施設を建設、設置する場合に必要 な届出書の受理・審査を行う。</p> <p>届出受理・審査の業務であるため 予算決算無し。</p>	なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
環境に関する計画等	<p>田沢湖町環境保全条例 (平成2年制定) 田沢湖町地球温暖化対策実行計画</p>	<p>角館町役場地球温暖化対策実行 計画(平成15年度～19年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい公共施設の行動 ・「環境宣言の村」アクション プログラム ・西木村役場地球温暖化対策 実行計画 (いずれも策定中) <p>「西木村環境保全基本条例」におい て、環境理念を設け実現に向けて環 境保全等を総合的に計画する。</p>	<p>新市において新たに「地球温暖 化対策実行計画」「環境づくり 計画」を策定する。</p> <p>新計画が策定されるまでの間 は、現計画を新市に引き継ぎ運 用する。</p>

協議案第46号

上・下水道事業の取扱いについて【協定項目23-22】

上・下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	上下水道関係事業の取扱い
調整の内容	<p>【上水道(簡易水道、小規模水道を含む)事業について】</p> <p>(1)上水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。</p> <p>(2)加入金等の取扱いについては、合併時に角館町の例に統一する。</p> <p>(3)上水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。</p> <p>【下水道(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、林業集落排水、簡易排水を含む)事業について】</p> <p>(1)下水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。</p> <p>(2)受益者負担金については、認可されている計画事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3)下水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。</p> <p>【合併処理浄化槽設置事業について】</p> <p>(1)補助金交付型事業の補助金限度額については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2)市町村設置型事業(個別排水処理施設を含む)の受益者分担金及び使用料については、平成18年度までは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【設備整備補助等の制度について】</p> <p>(1)水洗便所改造資金助成制度については、合併後5年間は現行どおりとする。</p> <p>(2)田沢湖町独自の助成制度については、合併時に廃止する。</p> <p>(3)西木村独自の集落排水環境整備費補助金については、合併後5年間はその例により、新市に引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
1 上水道事業	<p>上水道事業の実施状況</p> <p>田沢湖町水道事業(地方公営企業法適用) 生保内地区</p> <p>田沢湖町簡易水道事業(地方公営企業法適用) 田沢地区 瀧地区 田沢湖高原地区 水沢地区 城廻地区</p> <p>上水道普及率(H15.4現在) 普及率(給水人口/総人口) 53.6%</p>	<p>上水道事業の実施状況</p> <p>角館町水道事業(地方公営企業法適用) 角館地区</p> <p>角館町簡易水道事業(地方公営企業法適用) 白岩地区 釣田地区 西長野地区</p> <p>角館町小規模水道事業(地方公営企業法適用) 北沢地区</p> <p>上水道普及率(H15.4現在) 普及率(給水人口/総人口) 45.1%</p>	<p>上水道事業の実施状況</p> <p>西木村簡易水道事業 西明寺地区 瀧野地区 桧木内地区 西根地区 中里地区 北部地区</p> <p>西木村小規模水道事業 瀧尻地区 相内瀧地区</p> <p>上水道普及率(H15.4現在) 普及率(給水人口/総人口) 69.0%</p>	<p>< 上水道事業 > 現行どおり新市に引き継ぎ、合併時から地方公営企業法を適用し健全運営に努めるものとする。</p> <p>< 簡易水道事業及び小規模水道事業 > 現行どおり新市に引き継ぎ、地方公営企業としての健全運営に努めるものとする。</p> <p>また、上水道の普及率の向上を図るとともに格差是正に努めるものとする。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	加入金等 特別使用料として 30,000円/件	加入金等 設計審査及び工事検査手数料として (1件あたり) 口径13・20mm 新築・全面改造 8,000円 その他 4,000円 口径25・30mm 新築・全面改造 10,000円 その他 5,000円 口径40・50mm 新築・全面改造 14,000円 その他 7,000円 口径75・100mm 新築・全面改造 20,000円 その他 10,000円 口径150mm 新築・全面改造 30,000円 その他 15,000円	加入金等 加入金として 15,750円/件 設計審査及び工事検査手数料として (1件あたり) 口径13mm 2,000円 口径20mm 3,000円 口径25～40mm 4,000円 口径50mm～ 5,000円	合併時に、給水装置規模に応じて手数料として徴収している角館町の例に統一する。
	検針 検針員数 3名(委託) 冬期間(1～4月)概算請求、5月精算	検針 検針員数 4名(委託) 冬期間(1～4月)概算請求、5月精算	検針 検針員数 2名(委託) 冬期間(12～4月)概算請求、5月精算	検針業務については、検針員数を現行どおりとして新市に引き継ぐものとする。 なお、冬期間の取扱い(メーター確認できないもの)については、西木村の例により調整する。
	上水道の用途区分及び使用料の算定 用途区分 (別表1を参照) 使用料の算定 (別表2を参照)	(同 左)	(同 左)	上水道使用料については、当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月25日 集金(簡易水道のみ) 徴収員数 4名(委託)	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月28日 集金 徴収員数 2名(委託)	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月25日 口座振替 口座振替日 毎月20日 集金 なし	合併時から、直接納付による納期限及び口座振替日は、毎月末日とする。 (下水道使用料徴収の調整方針と同一) また、集金業務については、当面現行どおりとする。
	給水装置工事事業者指定 指定有効期間 なし 登録手数料 10,000円/件	給水装置工事事業者指定 指定有効期間 なし 登録手数料 10,000円/件	給水装置工事事業者指定 指定有効期間 なし 登録手数料 10,000円/件	施工技術の維持向上と責任施工を促進するため、合併時から、有効期間を「2年」とし、登録手数料は「10,000円」とする。 (排水設備工事店指定の調整方針と同一)
	諮問機関等 なし	諮問機関等 角館町指定給水装置工事事業者審査委員会 角館町水道運営審議会 委員 10名以内(任期2年)	諮問機関等 西木村指定給水装置工事事業者審査委員会	指定給水装置工事事業者審査委員会は、合併時に廃止する。 水道運営審議会は、新市において新たに設置する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
2 下水道事業	下水道事業の実施状況 公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	下水道事業の実施状況 公共下水道事業 農業集落排水事業 前郷地区	下水道事業の実施状況 農業集落排水事業 西明寺地区 西明寺南部地区 西明寺西部地区 桧木内地区 戸沢地区 林業集落排水事業 相内潟地区 中里地区 簡易排水事業 潟尻地区	下水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、地方公営企業としての健全な運営に努めるものとする。 また、普及率及び水洗便所設置率の向上を図るとともに格差是正に努めるものとする。
	下水道普及率 普及率(処理区内人口/総人口) 39.8% 水洗便所設置率(設置/総人口) 27.8%	下水道普及率 普及率(処理区内人口/総人口) 64.7% 水洗便所設置率(設置/総人口) 19.0%	下水道普及率 普及率(処理区内人口/総人口) 81.2% 水洗便所設置率(設置/総人口) 39.2%	
	受益者負担金 負担額 武蔵野負担区 227円/m ² 武蔵野第2負担区 320円/m ² 宿 負担区 390円/m ² 春山負担区 290円/m ² 潟前負担区 340円/m ² 賦課 5年分割 年4回(7、9、11、1月) 徴収 窓口納付及び口座振替 前納報奨金 納期前一括納付につき、支払残回数に応じて納付金額の2%~20%	受益者負担金 負担額 下水 410円/m ² 農集 100,000円/戸 賦課 3年分割 年4回(6、8、10、12月) 徴収 窓口納付	受益者負担金 なし	合併時に認可されている事業の受益者負担金については現行どおりとし、合併後の認可事業については新市で定めるものとする。 なお、賦課及び徴収業務については田沢湖町の例に統一する。 また、前納報奨金制度については、合併後5年間は田沢湖町の例により、新市に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	下水道使用料の算定 水道水の用量に基づく算定 (別表3を参照)	(同 左)	下水道使用料の算定 世帯員数に基づく算定 (別表3を参照)	下水道使用料については、 当面現行どおりとし、合併後の 統一に向けて段階的に調整 するものとする。
	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月25日 集金 上水道料金徴収員が併せて実施	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月16日 納期限 毎月28日 口座振替 口座振替日 毎月28日 集金 なし	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月20日 集金 徴収員数 3名(委託)	合併時から、直接納付による 納期限及び口座振替日は、 毎月末日に統一する。 (上水道使用料徴収の調整 方針と同一) また、集金業務については、 現行どおりとする。
	排水設備工事店指定 指定有効期間 2年間 登録手数料 20,000円/件	排水設備工事店指定 指定有効期間 5年間 登録手数料 なし	排水設備工事店指定 指定有効期間 5年間 登録手数料 なし	施工技術の維持向上と責任 施工を促進するため、合併時 から、有効期間を「2年」とし、 登録手数料は「10,000円」と する。 (給水工事事業者指定の調 整方針と同一)
3 合併処理浄 化槽設置事業	補助金交付型(下水道区域内) 補助金限度額 5人槽 375,000円/か所 7人槽 438,000円/か所 10人槽 555,000円/か所	(同 左)		補助金限度額については、 現行のとおりとする。
		市町村設置型(下水道区域外) 受益者分担金(専用・併用住宅の場合) 5人槽 93,900円/か所 7人槽 109,500円/か所 10人槽 139,200円/か所 使用料 専用・併用住宅 基本額1,500円/世帯 人数割 500円/人 事業所等 基本額3,000円/世帯 人数割 500円/人	市町村設置型(下水道区域外) 受益者分担金 なし 使用料 (集落排水事業使用料と同一)	受益者負担金及び使用料に ついては、平成18年度(西木 村の事業計画終了年度)まで は、現行どおりとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
4 設備整備補助等の制度	<p>水洗便所改造資金助成制度 資金 融資斡旋(金融機関)</p> <p>対象要件 供用開始から3年以内</p> <p>限度額 1戸1件につき60万円(借家、アパート等で2以上ある場合、1戸20万円以内とし100万円)</p> <p>利子 無利子(町負担) 融資期間 40か月均等 連帯保証人 2名</p>	<p>水洗便所改造資金助成制度 資金 融資斡旋(金融機関)</p> <p>対象要件 供用開始から3年以内</p> <p>限度額 1件につき100万円</p> <p>利子 無利子(町負担) 融資期間 50か月均等 連帯保証人 2名(うち家族1名)</p>	<p>水洗便所改造資金助成制度 資金 西木村トイレ水洗化改造等 資金貸付基金</p> <p>対象要件 供用開始から3年以内の規定なし</p> <p>限度額 72万円(借家、アパート等水洗化するトイレが2か所以上ある場合は、1か所30万円以内とし150万円まで)</p> <p>利子 無利子 融資期間 72か月均等 連帯保証人 1名</p>	<p>合併後5年間は現行どおりとする。ただし、田沢湖町の限度額及び融資期間については、角館町の例に統一できるよう金融機関等と調整に努めるものとする。</p>
	<p>助成制度 自己資金で実施した場合、町が1万円を交付(借家、アパート等の場合、1戸1万円とし5万円まで)</p>			
				<p>集落排水環境整備補助金</p> <p>対象工事 宅地内公共マス～最寄りの雑排水口までの管理設工事 村の事業を待たずに個人で合併浄化槽を設置する工事</p> <p>対象者 世帯全員が61歳以上</p> <p>補助限度額(工事費の1/2以内とし) 管理設工事 30,000円～120,000円 加入者及び工事の各要件による</p> <p>合併処理浄化槽設置工事 120,000円</p>

協議案第 4 7 号

地域交通対策関係事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 3 0】

地域交通対策関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	地域交通対策関係事業の取扱い
調整の内容	生活バス路線維持、町営バス等の公共交通機関の確保・充実に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

事務事業名	現 況			調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
公共交通機関 の確保・充実	生活バス路線維持	生活バス路線維持	生活バス路線維持	現行のとおり新市に引き継ぐ。 (なお、内陸線運営については合併後速やかに事業縮小又は廃止も含めて県・関係町村と協議中である)
	岡崎院内線他8系統	岡崎院内線他8系統	檜木内線他3系統	
	平成14年度決算額 9,121千円	平成14年度決算額 6,447千円	平成14年度決算額 9,494千円	
	平成15年度予算額 9,121千円	平成15年度予算額 9,159千円	平成15年度予算額 9,700千円	
	町営バス運行	町営バス運行		
	向生保内線	中川線他2系統		
	平成14年度決算額 4,337千円	平成14年度決算額 25,043千円		
	平成15年度予算額 4,746千円	平成15年度予算額 25,600千円		
	秋田内陸縦貫鉄道運営	秋田内陸縦貫鉄道運営	秋田内陸縦貫鉄道運営	
平成14年度決算額 12,792千円	平成14年度決算額 29,229千円	平成14年度決算額 17,079千円		
平成15年度予算額 12,792千円	平成15年度予算額 28,901千円	平成15年度予算額 17,079千円		